



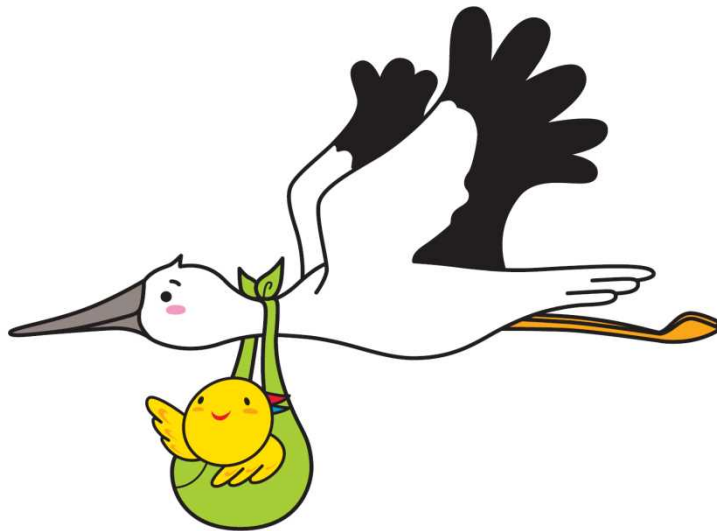
兵庫県  
Hyogo Prefecture

# 各種補助制度について

兵庫県 健康福祉部 少子高齢局 こども政策課



# 施設整備補助制度等について



# 補助メニュー一覧

- 1 認定こども園施設整備交付金(安心こども基金)
  - (1) 認定こども園整備事業
  - (2) 幼稚園耐震化整備事業
  - (3) 防犯対策整備事業(交付金のみ)
  
- 2 保育所等整備交付金事業・保育所緊急整備事業
  
- 3 認定こども園整備等促進事業【県単独事業】
  
- (参照)参考資料11頁

## 整備補助事業の流れ(国補助①)

- 保育所等整備交付金事業・認定こども園施設整備交付金事業
  - 法人は市町宛てに手続きを行う(幼稚園耐震化を除く)。
  - 市町は県を經由し国宛てに手続きを行う。
- 国への事前協議
  - 簡易な図面、概算見積書等に基づき、協議書類を作成。
  - 基本的に、5次募集まで実施される。

(参照)参考資料12頁

## 整備補助事業の流れ(国補助②)

### ■ 事業の着手

→原則、国から補助金の内示を受けてから、実施設計の着手が可能となる。

※内示前の事業着手は補助金の交付対象外となる。

→補助金の交付申請については、市町から事業費が固まり次第速やかに県へ手続きを行う。

### ■ 工事検査の実施

→交付申請どおり事業が施行されているかを確認。

→自治体や規模、事業によって実施機関や回数が異なる。

(参照)参考資料12頁

## 整備補助事業の流れ(国補助③)

### ■ 実績報告

→事業が完了してから、30日以内または4月9日のいずれか早い日までに行う。

→(方法)市町より補助事業実績報告書を提出する。

(参照)参考資料12頁

## 整備補助事業の流れ(県単補助①)

- 認定こども園整備等促進事業
  - 法人は直接県宛てに手続きを行う。
  - ※(注1)幼稚園・保育所から移行する場合のみ対象
    - 新設園は対象外**
  - ※(注2)国交付金の整備費補助との併用は不可
  - 国補助と異なり、補助金の交付決定を受けてから事業着手となる点に注意。

(参照)参考資料12頁

## 整備補助事業の流れ(県単補助②)

### ■ 施設整備補助

1 認定こども園移行に関する事前協議と並行して、整備計画についての事前協議

2 整備計画が固まり次第、設計金額の精査

3 補助金交付申請書の提出

4 交付金決定通知

→事業着手

(参照)参考資料12頁



## 整備補助事業の流れ(県単補助③)

- 施設整備補助
  - 5 完了検査の実施
  - 6 補助事業実績報告書の提出
  - 7 補助金の支払い  
→実績報告から1～2ヶ月後

(参照)参考資料12頁

## 整備補助事業の流れ(県単補助④)

### ■ 施設整備補助

#### 【注意事項】

○幼稚園からの移行の場合は、2・3号受け入れのために必要な整備に限ること。

○保育所からの移行の場合は、1号受け入れのために必要な整備に限ること。

※認定こども園へ移行するために、今は必要ないものを新たに整備するという趣旨。

(参照)参考資料12頁

## 整備補助事業の流れ(県単補助⑤)

### ■ 移行事務費補助

1 購入備品のリストアップ(県に事前提出)

2 見積の取り寄せ(2者以上)

3 補助金交付申請書の提出

4 交付決定通知

→備品発注

(参照)参考資料12頁

# 整備補助事業の流れ(県単補助⑥)

## ■ 移行事務費補助

5 補助事業実績報告書の提出

6 補助金の支払い

→実績報告から1～2ヶ月後

### 【注意事項】

○幼稚園からの移行の場合、対象経費は事務職員雇上経費(または業務委託費)に限ること。

○幼稚園からの移行の場合、新制度幼稚園(施設型給付を受けている園)は対象外であること。

# 国交付金による施設整備費補助①

## ■ 認定こども園施設整備交付金・保育所等整備交付金

### 【認定こども園施設整備交付金】

→施設整備に要する経費のうち、**幼稚園部分**に係る経費を補助

### 【保育所等整備交付金事業】

→施設整備に要する経費のうち、**保育所部分**に係る経費を補助

※**全体の事業費に対し、保育所(機能)部分と幼稚園(機能)部分の定員等で按分計算を行う。**

(参照)参考資料13頁

## 国交付金による施設整備費補助①

### ■ 認定こども園施設整備交付金・保育所等整備交付金

#### 【補助対象者】

学校法人または社会福祉法人

→保育所等整備交付金の場合は、公益法人、日赤含む。

#### 【補助対象経費】

新築、増築、増改築、改築、大規模修繕等にかかる経費

※市町が国(県)の補助を受け、法人に補助

→市町が施設整備の必要性を認め、予算化することが必要であるため、基本的には前年度から市町との協議が必要

# 国交付金による施設整備費補助①

- 認定こども園施設整備交付金・保育所等整備交付金

## 【補助基準額】

→国の定める基準額表による定員別の算定額と実事業費（補助対象経費）の1/2（または2/3）を比較して低い方の額

※実際にかかる経費の1/2が補助金となるわけではない

## 国交付金による施設整備費補助②

### ■ 幼稚園耐震化整備事業

#### 【補助対象】

→ 学校法人または社会福祉法人

#### 【補助対象経費】

→ 園舎の改築、増改築に係る経費

#### 【補助基準額】

→ 国の定める基準額と実事業費(補助対象経費)の1/2を比較して低い方の額。



## 国交付金による施設整備費補助②

### ■ 幼稚園耐震化整備事業

#### 【補助要件】

- (1)耐震診断において、**Is値0.7未満**または**Iw値1.1未満**
- (2)交付申請の段階で、幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園のいずれかであること
- (3)幼保連携型もしくは幼稚園型認定こども園に移行する計画を有し、整備後に幼保連携型もしくは幼稚園型認定こども園のいずれかの機能を備えること。

(参照)参考資料14頁

## 国交付金による施設整備費補助③

### ■ 防犯対策整備事業

#### 【補助対象者】

学校法人または社会福祉法人

→ 保育所等整備交付金は公益法人、日赤含む。

→ 市町が施設整備の必要性を認め、予算化することが必要であるため、前年度から市町との協議が必要。

#### 【補助対象経費】

→ 門、フェンス等の外構の設置、修繕等、非常通報装置、防犯カメラ等の設置にかかる経費。

## 国交付金による施設整備費補助③

### ■ 防犯対策整備事業

#### 【補助基準額及び補助金の額】

#### (1)門、フェンス等の外構の設置

→見積額の1/2

→最低見積額が300千円未満の場合は対象外

#### (2)非常通報装置等の設置

→見積額の1/2と900千円を比較して低い方の額

→最低見積額が300千円未満の場合は対象外

※見積額は、公的機関、工事請負業者2社のうち一番低い価格

(参照)参考資料15頁

# 認定こども園整備等促進事業①

## ■ 移行整備費補助

国の施設整備補助の対象外となる施設の拡充にかかる経費の一部を支援

【補助対象者】

→ 認定こども園を整備する 私立幼稚園または民間保育所の設置者

(参照) 参考資料18頁

# 認定こども園整備等促進事業②

## ■ 移行整備費補助

### 【補助対象経費】

(1)幼稚園からの移行の場合

→保育定員拡大のために必要な経費

(2)保育所から移行の場合

→1号定員拡大のために必要な経費

(参照)参考資料18頁

# 認定こども園整備等促進事業③

## ■ 移行整備費補助

### 【補助基準額・補助金の額】

→822千円×定員(15人上限)と実事業費の低い方

→補助基準額×補助率1/2【上限額:6,165千円】

※施設整備の場合は、入札手続により工事請負業者を決定する

→応札業者数等について、市町の基準に沿った形で入札を実施すること

(参照)参考資料18頁

# 認定こども園整備等促進事業④

## ■ 移行整備費補助

(1) 交付申請書の提出(事業者→県こども政策課)

→ 交付申請書は随時受付

→ 施設整備の場合、令和4年3月末までの完成に必要な時点で協議すること。

(2) 交付決定通知(県こども政策課→事業者)

※備品の発注にあたっては、各品目ごとに2者以上の見積合わせを行い、最も単価の低い業者から購入すること。

(参照) 参考資料18頁

# 認定こども園整備等促進事業⑤

## ■ 移行事務費補助

### 【補助対象者】

→ 認定こども園に移行する 私立幼稚園または民間保育所

### 【補助対象経費】

#### (1) 幼稚園

→ 認可・認定申請業務に要する経費

#### (2) 保育所

→ 認定こども園への移行準備に要する経費

(参照) 参考資料19頁



# 認定こども園整備等促進事業⑥

## ■ 移行事務費補助

### 【補助基準額】

→1,600千円と実事業費を比較して低い方の額

### 【補助金の額】

→補助基準額×補助率1/2【上限額:800千円】

(参照)参考資料19頁

# 認定こども園整備等促進事業⑦

## ■ 移行事務費補助

(1) 交付申請書の提出(事業者→県こども政策課)

→令和3年12月末期限(予定)

→期限内であれば随時受付

※令和4年3月末までの事業完了に必要な時点で協議すること

(2) 交付決定通知(県こども政策課→事業者)

(参照) 参考資料19頁

## 保育教諭確保のための資格・免許取得支援事業①

- (1)養成施設受講料等補助
- (2)幼稚園教諭免許状更新講習受講料等補助

### ■ 【対象施設】

→幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設

※ただし、代替職員雇上費については公立を除く

(参照)参考資料21頁

## 保育教諭確保のための資格・免許取得支援事業②

### (1)養成施設受講料等補助

#### ■ 【補助対象経費】

→養成施設の受講に必要な入学料・受講料等

#### ■ 【補助基準額】

→養成施設の受講に要した経費の1/2(上限100千円)

#### ■ 【補助要件】

- ・対象施設に勤務しており、保育士資格または幼稚園教諭免許状の取得に係る特例制度の対象者であること。
- ・資格または免許の取得後、1年以上対象施設へ勤務すること。

(参照)参考資料21頁

## 保育教諭確保のための資格・免許取得支援事業③

### (2)幼稚園教諭免許状更新講習受講料等補助

- 【補助対象経費】

- 幼稚園教諭免許状の更新講習に必要な受講料等

- 【補助基準額】

- 養成施設の受講に要した経費の1/2(上限100千円)

- 【補助要件】

- ・免許状の更新後、1年以上対象施設へ勤務すること。

(参照)参考資料21頁

## 保育教諭確保のための資格・免許取得支援事業④

### (3)代替職員雇上費

#### ■ 【補助対象経費】

→(1)養成施設受講料等補助により資格・免許の取得を行う職員の代替として雇上げられた職員(新たに雇用された者に限る)にかかる雇上費。

#### ■ 【補助基準額】

→1日あたり7,000円

(参照)参考資料21頁

## 保育教諭確保のための資格・免許取得支援事業⑤

### ■ 留意事項

- ・補助の対象となる者は、常勤として勤務する職員であること。  
→短時間勤務等は対象外
- ・講習等の受講料については、施設が負担していること。
- ・補助を受けるにあたっては、講習の受講開始年度に、実施計画書を提出すること。  
→計画書を提出していない場合、補助の対象外となるため注意
- ・他の補助金や貸付事業との重複補助は受けられない。

(参照)参考資料22頁



兵庫県  
Hyogo Prefecture

# 認定こども園への移行 に向けた制度説明会

ご清聴ありがとうございました